監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	１６

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	企画経営部　市税収納課
項　目	未収金対策について　（ア）市税について
監査結果（意見等）の内容	市税の平成３０年度末の収入未済額は 16 億 3,548 万円と、前年度に比べ、2 億 1,747 万円（11.7%）減少しており、その金額は自主財源の収入未済額全体の 33.3%を占めています。 なお、市税の平成３０年度調定額は 370 億 7,791 万円で、前年度に比べ、4 億 5,835 万円（1.2%）減少しています。 また、収納率については、前年度の 94.7%に対して当年度は 95.4%と 0.7 ポイント向上しています。本市の収納率は阪神間でも低位である状態は変わっていないものの、未収金回収への取組の成果が一定程度表れているのではないかと考えます。 なお、長期滞納となっている債権の中には、今後とも納付が困難で執行停止すべき債権が含まれている旨の説明を受けましたが、これらについても順次整理を行ってください。 市税収入の確保は行財政運営の基盤でもあるので、実質収入が増えるよう、口座振替の web 受付、クレジットカードや電子マネーによる納税など、あらゆる方策について積極的に取り組み、今後も適切な債権管理に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 今後も引き続き市税収納率向上アクションプラン（第４次）に基づき収納対策に取り組み、収納率の向上を図ります。 阪神間で比較しても徴収担当職員一人当たりの滞納件数が多い状況にあり、他市と比べて滞納整理が遅れています。執行停止を進めるためにも徴収体制の整備について関係部署とともに検討を進めます。 また、納付環境を整備することにより市民の利便性を向上し、市税収入の確保につながるよう新たな納付チャネルの検討を進めます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	１７

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	子ども未来部　保育事業課
項　目	未収金対策について　（イ）市立保育所保育料及び私立保育所保育料（保育実施児童保護者負担金）について
監査結果（意見等）の内容	市立保育所保育料・私立保育所保育料の平成３０年度末の収入未済額は7,439万円で、前年度に比べ134万円（1.8%）増加しています。 また、収納率については、前年度の94.2%に対して当年度は94.4%と0.2ポイント向上しています。 平成３０年度に取り組んだ未収金対策として、「滞納者の収納促進及び生活実態把握のため、夜間自宅訪問に取り組み、36世帯に対し訪問事前通知を送付し、24世帯を訪問、７世帯が市役所に来庁し、納付交渉の結果、10万3,200円を徴収した。」旨の説明を受けました。しかし全体の滞納件数224件から見ると、まだ十分な取組とは言えません。 本年１０月からは、主に３歳児以上の保育料が無料になることから、現在滞納になっている保育料の徴収はますます難しくなると考えられます。児童手当からの引き去りや口座振替の積極的な推奨とともに、引き続き夜間自宅訪問徴収の拡大等の未収金回収に積極的に取り組んでください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 保育料の徴収については、今後も現年分に重点を置いて取り組んでいきますが、滞納繰越分についても、今までの取組に加え、夜間訪問を実施し滞納者の生活実態の把握に努めながら、児童手当の引き去りを提案して未収金対策に取り組んでいきます。 口座振替に関しては、新規入所者の保護者には内定連絡時において口座振替を勧奨し、また、すでに入所中で保育料を口座振替にされていない方についても、年３回程度、文書を送付し勧奨しています。平成３０年度からは新規入所者で未納が発生した際に電話催告を行っていますが、催告の際にも口座振替をしていない保護者に対して口座振替の勧奨を行っています。今後は口座振替率の目標を設定し収納率の向上を目指します。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	１８

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	都市整備部　住まい政策課
項　目	未収金対策について　（ウ）市営住宅使用料（災害公営（借上）住宅家賃及び共益費を含む）及び市営住宅駐車場使用料について
監査結果（意見等）の内容	市営住宅使用料の平成３０年度末の収入未済額は１億1,721万円で、前年度に比べ、259万円（2.2%）減少しており、市営住宅駐車場使用料の収入未済額は3,566万円で、前年度に比べ56万円（1.6%）減少しています。 また、収納率については、市営住宅使用料で前年度69.6%に対して当年度69.9%で0.3ポイント向上しています。市営住宅駐車場使用料は前年度50.5%に対して当年度51.7%で1.2ポイント向上しています。 債権回収に当たっては、滞納者の生活状況を見て生活援護課やせいかつ応援センターにつなげるなど、きめ細やかな対応をしている一方で、滞納額上位者の滞納整理状況を見ると、長いもので平成８年度からの滞納があるなど、少し処理に時間がかかりすぎていると見受けられるものがありました。また、滞納額についても300万円以上の高額滞納者も見受けられます。未収金対策については、できるだけ早い段階で対応することが重要であると考えますので、今後とも宝塚市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱に基づき、適切な対応を行ってください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 未収金対策について、早期の対応が重要であることは認識しており、滞納発生直後から文書の送付、電話、訪問、状況に応じて夜間に面談を実施するなどの取組を行うとともに、宝塚市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱に基づき対応をしています。それでもなお、滞納が続くようであれば、新たな高額滞納者を生まないために、要綱に基づき法的措置を講じていきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	１９

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	健康福祉部　せいかつ支援課
項　目	未収金対策について　（エ）災害援護資金貸付金償還金について
監査結果（意見等）の内容	阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金は、災害弔慰金法に基づき、被災者に貸付を行う制度で、資金は国が３分の２、県が残りの３分の１を負担し、市が被災者の貸付窓口となります。返済期限は10年ですが、国は４回の返済期間の延長（計14年間）を行っています。元金は国に返済しますが、利子は市の収入としています。 この阪神・淡路大震災に係る災害援護資金償還金について、平成３０年度末の未償還件数及び未償還額は、158件で1億7,126万円（元金）となっています。 令和元年８月１日施行の法改正により、平成３１年４月１日以前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付を受けた者の保証人に対して有する権利については、市町村が当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に、地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄することができるようになりました。これを受けて市が保証人への債権を全部放棄した場合、県を通じての国への償還については、令和元年度６月末時点の件数及び金額を見ると、借受人が破産・重度障害等に該当すれば確実に償還免除となる債権が40件、5,304万円（元金）、借受人の状況が国が示す一定の要件（年間所得金額が150万円未満、預貯金額が20万円以下等）に該当すれば償還免除となると考えられる債権が59件、6,276万円（元金）となり、市が保有する未償還額のうちそれらを差し引くと、残りは5,276万円（元金）ほどになる見込みである旨の説明を受けました。 しかし、国が免除すると見込んで平成２９年度に市が既に免除決定した債権147件、1億8,764万円（元利）と、平成３０年度に不納欠損処理を行った債権９件、1,688万円（元利）については、まだ国の免除決定を受けていない状態であり、県から国に対して免除を働きかけてもらえるよう、今後も他市と連携しながら県との協議を進めてください。 なお、阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金償還金については、市から国への償還期限が令和２年度に迫っていますので、国への働きかけと併せて、回収できる債権については引き続き積極的に回収に取り組んでください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 既に償還免除を行った債権については、関係各市と連携協議し、免除基準の確認方法との整合性を踏まえ、合致するものについては県に免除申請を行っていきます。 また、償還期限については、今年８月に法改正が行われ、事務処理期間が必要であるため、副市長会や県市連絡会を通じ、国・県に対し再度の延長を要望しているところです。 さらに、債権の回収については、マニュアルに基づき、積極的かつ適正に対応していきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	２０

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	総務部　人権男女共同参画課
項　目	未収金対策について　（オ）住宅資金貸付金償還金について
監査結果（意見等）の内容	住宅資金貸付金償還金の平成３０年度末の収入未済額は 5,263 万円で、前年度に比べ、678 万円（11.4%）減少しています。 また、収納率については、前年度の 20.9%に対して当年度は 34.0%と 13.1 ポイント向上しており、未収金対策に関する取組の成果が一定程度表れているのではないかと考えます。 回収困難な未収金については、これまで弁護士法人に回収を委託していましたが、「①新たな貸付がない債権であり、債務者及び滞納者が減少しており、新たに回収を委託する滞納者の発生が見込めないこと、②委託料（回収額の 40%）が高額であることなどを考慮し、令和２年度から委託を取りやめることとした。」旨の説明を受けました。 弁護士法人へ委託しないのであれば、委託に代わる取組を、今後は市が独自で行う必要があります。委託中止後も収納率が下がることのないよう、今まで以上に滞納者に対し納付につながる働きかけを行い、未収金の回収に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 従前から１２月に実施している特別滞納整理を他の期間にも実施し、回収が滞る債務者には連帯保証人等への納付指導など、委託中止後も収納率が下がることのないよう滞納者に対し納付につながる働きかけを行い、未収金の回収に努めていきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	２１

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	管理部　学事課
項　目	未収金対策について　（カ）修学資金貸付金償還金について
監査結果（意見等）の内容	修学資金貸付金償還金の平成３０年度末の収入未済額は 2,060 万円で、前年度とほぼ同額となっています。 また、収納率については、前年度の 42.4%に対し当年度は 44.6%と 2.2 ポイント向上しています。 平成３０年度の債権回収の取組について確認したところ、滞納者と一旦連絡をとってから次の取組までに数箇月から何年も空いている事例、また弁護士法人に回収委託を行っている場合では、委託後ほとんど市が関わっていない事例がありました。これらは債権回収の取組としては十分ではありません。より積極的に未収金対策に取り組んでください。 なお、滞納状況の管理については、紙台帳や滞納管理システムなどを利用していない旨の説明を受けましたが、債権の金額、債権の発生日、債権の履行期限、さらには督促状の発送日や交渉の記録など、債権を適切に管理できる台帳の整備を早急に行ってください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 現在、長期滞納者及び高額滞納者から順に夜間に電話催告を行い、債務承認のうえ支払能力に応じた納付計画を作成し、計画的な納付を促しています。 なお、何度電話をしても、連絡のつかない滞納者については、今年度中に課内で連携して、臨戸訪問による一斉徴収を実施する予定としており、継続的な滞納整理に努めます。 滞納状況の管理については、紙台帳による債権の適切な管理ができるよう早急に整備していきます。 また弁護士事務所に債権回収を委託している者についても、成果の出ていない者については、任せきりにならないように、臨戸訪問等を行い生活実態の把握に努め、債権回収に取り組んでいきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	２２

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	管理部　学校給食課
項　目	未収金対策について　（キ）学校給食費実費徴収金について
監査結果（意見等）の内容	学校給食費実費徴収金の平成３０年度末の収入未済額は 888 万円で、前年度に比べ、25 万円（2.9%）増加しています。 また、収納率については、前年度、当年度とも 98.9%と同率になっています。 債権回収については、催告書の発送が年間 1,091 件、電話催告が 600 件、訪問徴収が 454 件と、取り組めていることは評価できます。また、支払督促も 61 件実施しており、その中で一括納付や分納で完済した債権が 20 件、94 万円、分納申出が 27 件あり、支払督促の効果が確認できます。 当年度は徴収計画に記載された徴収目標に、現年度分が達成できていませんが、目標を達成できるよう、引き続き未収金対策に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 平成３０年度は、徴収計画で設定した徴収率に達することが出来ませんでしたが、引き続き年３回の催告（文書、電話、訪問）と法的措置（支払督促）を確実に実施するとともに、滞納者と接触した際には、滞納者の状況をよく確認し、就学援助の申請や児童手当からの引き去りを案内するなど、各世帯の状況に応じた収納相談を行い、収納率の向上に努めます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	２３

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	健康福祉部　生活援護課
項　目	未収金対策について　（ク）生活保護費返戻金について
監査結果（意見等）の内容	平成３０年度末の収入未済額は2億2,470万円となっており、前年度に比べ、177万円（0.8%）増加しています。 また、収納率については、前年度の23.4%に対して当年度は20.0%と3.4ポイント低下している状況です。 平成３０年度に行った不納欠損処理について確認したところ、本来平成２８年度や平成２９年度に処理すべき案件が複数見られました。債権管理台帳を整備することにより、今後漏れることのないよう、適切な債権管理を行ってください。 また、不納欠損となった生活保護費の国負担部分については、督促、催告などの請求を適切に行っているかなど内容を審査された上で、要件を満たしていれば返還してもらえるとの説明を受けています。そのためにも適切な債権管理は必須であると考えますので、今後更に徹底して適切な債権管理を行ってください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 現状として、年度末未収額については減少せず、徴収率も増加していません。原因としては、不正受給を未然に防止するための取組を継続していますが、一方で、課税調査、年金調査を行い、不正受給を見逃さないための取組も行っていることから、債権の発生は減っていないこと、債務者は生活保護受給者または過去に生活保護を受給していた者であることから、分納計画について、債務に見合った返済計画よりも、債務者の生活に支障がないよう配慮した返済計画を優先する必要があることから、納付交渉を行っても収納率上昇につながらないことがありますが、引き続き未収金対策に取り組んでいきます。 債権管理についての知識が不足していたこと等が原因で、不納欠損処理を適切に行えていなかった案件がありましたが、平成３０年度から、債権管理台帳の整備や時効管理について事務改善を行っています。現在、可能な限り適切な債権管理が行えるよう、実務的な債権管理マニュアルの作成と課内体制の構築に取り組んでいます。また、未収対策に取り組むために、債権管理にかかる適正な人員配置も検討していきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	２４

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	企画経営部　市税収納課
項　目	未収金対策について　（ケ）国民健康保険税について
監査結果（意見等）の内容	国民健康保険税の平成３０年度末の収入未済額は 22 億 9,415 万円で、前年度に比べ、2 億 265 万円（8.1%）の減少となっており、その金額は、自主財源の収入未済額全体の 46.8%を占めています。 なお、国民健康保険税の平成３０年度調定額は 74 億 4,988 万円で、前年度に比べ、3 億 4,597 万円（4.4%）の減少となっています。 また、収納率については、前年度の 66.5%に対して当年度は 68.1%と 1.6 ポイント向上しており、未収金対策に関する取組の成果が一定程度表れていると考えられます。しかしながら一方で、国民健康保険税の収納率は、県下でも最下位となっている状況です。 平成３１年（2019 年）１月２５日付け宝塚市国民健康保険運営協議会の答申書において、「保険者として取り組むべきことは、次年度以降の納付金額が少しでも抑制できるよう、具体的な対策を講じることである。中でも、低位にある収納率を引き上げることは急務で、収納体制の強化は、本協議会が前年度の答申でも委員の強い意見として要請したところである。担当の職員がそれぞれの場で努力していることが具体的に目に見える成果となるよう、必要な対策を求めるものである。」と述べられています。 現在の体制では、国民健康保険税の徴収は市税収納課、事業運営は国民健康保険課となっていますが、運営協議会の求める収納率の向上、収納体制の強化について成果を出せるよう、今後は両課の連携をより強化し、未収金対策に取り組んでください。 なお、国民健康保険税においても市税と同様、長期滞納となっている債権の中には、今後とも納付が困難で執行停止すべき債権が含まれている旨の説明を受けましたが、これらについても順次整理を行ってください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 （市税収納課） 今後も引き続き市税収納率向上アクションプラン（第４次）に基づき収納対策に取り組み、収納率の向上を図ります。 同アクションプランに掲げる目標収納率は達成しているものの、現状において収納率は県下最下位となっています。更なる収納率の向上を図るため国民健康保険課と連携して短期被保険者証の運用基準の見直しや口座振替の勧奨などに取り組みます。 また、阪神間で比較しても徴収担当職員一人当たりの滞納件数が多い状況にあり、他市と比べて滞納整理が遅れています。収入の確保と執行停止を進めるために徴収体制の整備について関係部署とともに検討を進めます。 （国民健康保険課） 収納率の向上に向けた両課の連携については、収納率の向上に向けて、短期被保険者証の運用基準の見直しについて検討を進めるとともに、加入時における口座振替の推奨、当初課税時における減免相談の周知、資格適正化の調査に努めることで未納の防止につなげていきたいと考えています。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	２５

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	健康福祉部　介護保険課
項　目	未収金対策について　（コ）介護保険料について
監査結果（意見等）の内容	介護保険料の平成３０年度末の収入未済額は7,637万円で、前年度に比べ、1,202万円（13.6%）減少し、収納率は97.8%と前年度の97.4%と比べて0.4ポイント向上しています。 介護保険料の時効期間は２年であり、他の債権と比較すると短いため、より迅速な対応が求められます。必要に応じて財産調査や滞納処分を行っている旨の説明を受けましたが、今後も更なる適切な債権管理に取り組んでください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 今後も引き続き、「宝塚市介護保険料滞納整理マニュアル」及び「宝塚市介護保険料徴収計画書」に基づき財産調査及び滞納処分等の収納対策に取り組み、滞納の早期解決と圧縮に努めます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	２６

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	市民交流部　医療助成課
項　目	未収金対策について　（サ）後期高齢者医療保険料について
監査結果（意見等）の内容	後期高齢者医療保険料の平成３０年度末の収入未済額は3,880万円で、前年度に比べ、172万円（4.6%）増加し、収納率は98.8%と前年度の98.8%と同率となっています。特に、滞納繰越分の収納率について確認したところ、平成２８年度の66.3%から平成２９年度51.6%、そして平成３０年度は47.3%と低下傾向にあります。 各年度末における被保険者数についても確認しましたが、平成２８年度30,337人、平成２９年度31,641人、そして平成３０年度は32,853人と年々増加しており、所管課からも後期高齢者医療事業に係る今後の見通しについて、「現在の推計人口からすると、毎年2,000人程度が後期高齢医療保険に移行することとなる。被保険者数の増加とともに事業費、事務量についても同様に右肩上がりに毎年増加することが見込まれる。」旨の説明を受けました。被保険者数の増加により、滞納者の数も増加することが予測できます。 後期高齢者医療保険料の時効期間は２年であり、他の債権と比較すると短いためより迅速な対応が求められますが、更なる適切な債権管理に取り組んでください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 平成３１年２月に更新した市町システムの活用により事務の効率化を図り、債権管理の強化や徴収業務の適正化に努めます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	２７

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	企画経営部　財政課
項　目	都市計画税の充当状況について
監査結果（意見等）の内容	都市計画税は、地方自治法第７０２条に基づき都市計画事業又は土地区画整理事業の費用に充てるため目的税として課されている地方税ですが、本市における平成３０年度の都市計画税充当対象事業は、街路事業として県施行都市計画道路等整備負担金事業（宝塚平井線・尼崎宝塚線）、都市計画道路荒地西山線整備事業、都市計画道路競馬場高丸線整備事業、公園事業として末広中央公園用地償還金、既設公園整備事業、北雲雀きずきの森緑地環境整備事業、下水道事業として公共下水道事業（繰出相当分）、地方債償還金として土木債、衛生債及び下水道事業債となっています。 当年度の都市計画税 31 億 6,523 万円の充当状況を確認したところ、都市計画事業費（繰越事業を含む）39 億 4,736 万円から特定財源（国県支出金、地方債等）9 億 2,896 万円を除いた一般財源 30 億 1,839 万円が都市計画税の充当先となりますが、当年度は一般財源額が都市計画税収入額を下回り、その結果、1 億 4,684 万円の余剰金が発生しています。 都市計画税の余剰金の取扱いについては、総務省通知「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成２２年４月１日総税市第１６号）において、下記のとおり記載されています。 第９章　目的税 ４　都市計画に関する事項 （12）都市計画税を都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てた後にやむを得ず余剰金が生じた場合には、これを後年度においてこれらの事業に充てるために留保し、特別会計を設置している場合には繰越しをし、設置していない場合にはこのための基金を創設することが適当であること。 （13）余剰金が数年にわたって生じるような状況となった場合においては、税率の見直し等の適切な措置を講ずべきものであること。 このことについて、「充当しきれなかった 1 億 4,684 万円の取扱いについては、他の資金と区別できるよう基金への積立てを検討している。」旨の説明を受けましたが、都市計画税に係る基金を創設するのであれば、都市計画税が目的税であることを鑑み、使途を限定した基金にする必要があると考えます。 また、今後の都市計画税、都市計画事業費及び充当率の見通しについては、「都市計画税収入額はほぼ横ばいと見込んでおり、都市計画事業費の継続事業等に充当する見込みである。充当率については増加傾向にある。」旨の説明を受けましたが、当年度は令和元年度へ繰越した都市計画事業へ充当してもなお余剰金が発生しており、充当率はすでに 100%を超えています。さらに、充当先として最も多額で全体の 35%を占める下水道事業債（地方債償還金）の今後の償還額減少により、都市計画事業費そのものの減少が予測され、既存の継続事業への充当だけでは、翌年度以降も当年度以上の余剰金が発生してしまう恐れがあります。 総務省の通知においては、余剰金が数年にわたって生じるような状況となった場合には税率の見直し等が求められています。しかしながら、都市基盤施設が不足している本市の状況を勘案するに、都市計画事業については中長期的な充当計画を策定し、計画的に推進していくことが必要ではないかと考えます。新たに都市計画税を充当できる事業については早期に検討を行ってください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 都市計画事業に充当しきれず、余剰金となっていた１億 4,684 万円については、他の資金と区別するため基金条例を創設しました。積立てた基金の使途については、後年度に実施する都市計画事業に充てていきます。 都市計画税を充当できる新たな事業については、検討を進めていきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	２８

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	企画経営部　財政課 会計課
項　目	基金について
監査結果（意見等）の内容	平成３０年度末の基金残高は 131 億 289 万円となっており、平成２９年度末から 19 億 6,906 万円増加しています。所管課からは、今後、基金残高はほぼ横這いで推移する見込みである旨の説明を受けています。 基金は主に、大口定期預金、土地開発公社への貸付金、普通預金、繰替運用の形で保管・運用されています。平成２８年度以前は年度当初から年度末までほぼ恒常的に繰替運用がなされ、かつ別段預金残高が繰替運用額を上回る月もあるなど、無計画な繰替運用も見られましたが、平成２９年度以降はかなり精査された運用となっています。これは、所管課が収支見込の精査について庁内に周知徹底を図っていること、歳計現金が不足する要因の一つであった国民健康保険事業が広域化されたことにより、大幅な収支の資金不足が発生しなくなったことなどが影響していると考えられます。繰替運用や土地開発公社への貸付金などを除けば、大口定期等の運用に回せる金額について、ある程度目途がつけられる状況になってきたのではないかと考えます。 基金の大口定期預金への預金は、宝塚市公金管理基準の規定に従い、３箇月以内の期限で行われていますが、できるだけ切れ目なく、まとまった金額を預金することで、少しでも有利な基金運用となるよう努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 基金については、現在も可能な限り効率的な運用を心掛けているところですが、今後も、できるだけ切れ目なく、まとまった金額を大口定期預金などへ預金することで、少しでも有利な運用となるよう努めていきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	２９

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	議会事務局　議事調査課
項　目	本会議インターネット中継放送システム運用管理業務委託について
監査結果（意見等）の内容	当該委託契約については、平成２４年８月１日から平成２９年７月３１日までの委託期間満了後、再度同じ相手方と平成２９年８月１日から令和４年７月３１日までの期間、特名随意契約にて契約を締結しています。 特名随意契約理由について所管課に確認したところ、「契約を更新するに当たり、更新費用等の削減のため、可能な限り現行の機器を継続して使用することとしており、新たに設置する機器と現行の機器との接続や連携が必要となるとともに一体的な保守管理が必要となるため、現行の機器について熟知している当該相手方と特名随意契約を締結した。」旨の説明を受けました。 しかし、継続して使用する機器は一定汎用性のある機器であり、現行の機器を熟知していることをもって特名随意契約の理由とすることには疑問が残ります。自治体の契約における相手方決定は競争入札によることが原則と考えます。今後、委託業者を決定する際には、真に前契約の相手方にしかできない仕様内容なのか、一定前契約の相手方が有利になる仕様内容であっても競争性を確保できないかなどを精査し、できる限り競争性を確保するよう努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 次期契約（令和４年８月１日運用開始）更新時においては、特定の事業者が有利にならないよう、システム全体を更新し、競争性が確保できるようにしたいと考えています。 また、本契約と関連する議場の放送設備等の老朽更新とあわせて進め、専用の出力端子等を整備することで、放送設備と本システムの接続が容易に行えるものとなれば、本会議インターネット中継放送システムの汎用性がさらに高まり、入札における競争の原理がさらに働くものと考えています。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	３０

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	企画経営部　施設マネジメント課
項　目	公共施設マネジメント推進事業の進捗状況等について
監査結果（意見等）の内容	本市では、「宝塚市の『公共施設マネジメント』の取組」パンフレットの作成や「ふれあいトーク」を開催するなど、公共施設マネジメントの市民啓発に取り組みながら、平成３０年度から令和元年度にかけて各施設状況調査及び各施設所管課ヒアリングの実施、宝塚市公共施設及びインフラ最適化検討会の開催（計４回）、宝塚市公共施設保有量最適化方針策定検討懇話会の開催（計５回）を経て令和元年７月に宝塚市公共施設等（建物施設）保有量最適化方針（以下「最適化方針」という。）を策定しています。 この最適化方針では平成２８年７月に策定された宝塚市公共施設等総合管理計画において掲げられている、本市が保有する建物施設の床面積を令和１７年度までに6.2%削減する目標に向け、建物施設の保有量の最適化を実現するため、全296施設について機能と建物の評価を行い、それらの評価を踏まえて67施設（床面積：51,559.68㎡）を取組対象施設とし、保有量の削減に向けて取り組むこととされました。また、これら67の取組対象施設のうち、施設の在り方検討など今後具体的な方向性の検討が必要な施設が33施設（床面積：13,103.65㎡）あり、早急に方向性を決定する必要がある旨の説明を受けました。 今般の最適化方針の策定により、本市における公共施設等保有量の最適化に向けた取組の方向性が一定明らかになりましたが、所管課からは、「今後は、取組施設ごとに施設利用者や地域住民と協議しながら具体的な保有量の最適化に向けた取組を進めていく。」旨の説明を受けました。施設利用者や地域住民に対しては、十分な説明、協議を行い、理解を得る中で公共施設等の保有量最適化に向けた取組を進めてください。 また一方、引き続き存続する施設については、各施設の長寿命化計画、保全計画等に基づき適切な維持管理に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 最適化方針に基づく取組については、取組対象施設ごとに施設所管課が、施設利用者やまちづくり協議会、自治会等を通じて地域住民に対し、順次説明を行い、協議を進めているところです。 最適化方針を推進するためには、施設利用者や地域住民をはじめ多くの市民の理解と協力が不可欠であり、今後も市民に対して公共施設等総合管理計画や最適化方針の周知に努め、市の財政状況や公共施設を取り巻く課題等の情報を提供した上で、共通認識を図るなど十分な説明と協議を行い、理解を得ながら取組を進めていきます。 また、施設の維持管理を行うには、財源の確保が重要であることから、保有量最適化の取組により、維持管理や運営コストの縮減を図るとともに、最適化方針に基づいて土地を売却又は貸付することによって生じる収益を公共施設等整備保全基金に積み立てることとし、その財源等を活用して、引き続き存続する施設の長寿命化計画、保全計画等に基づき適切な維持管理に努めていきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	３１

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	総務部　給与労務課
項　目	正規職員に係る時間外勤務の状況について

監査結果（意見等）の内容

平成２８年度から当年度までの正規職員に係る時間外勤務の状況を所管課に確認したところ、次表のとおりでした。

年度	部課数	人数（注１）	時間（注２）	左の増減	年間１人当たり	左の増減
28	167	1,216	191,466		157.5	
29	167	1,248	182,130	△9,336	145.9	△11.6
30	170	1,297	185,762	3,632	143.2	△2.7

（注１）再任用職員、嘱託職員及び臨時的任用職員を除く
（注２）代休割増分を除く

全体の時間数には増減が見られますが、対象職員の人数も増加していることから、１人当たりで算出した時間は平成２８年度の年間 157.5 時間から平成２９年度は 145.9 時間と 11.6 時間減少し、さらに当年度は 143.2 時間と 2.7 時間減少しています。

また、平成２８年度から当年度までの時間外勤務の多い職員 10 人についても所管課に確認しましたが、次表のとおりでした。

年度	上位10人の平均時間外勤務時間数	左の増減	時間外勤務が最も多かった職員の時間外勤務時間数
28	780.2		1,049
29	712.1	△68.1	893
30	782.9	70.8	906

時間外勤務の多い上位 10 人の平均時間を見ると、平成２８年度の 780.2 時間から平成２９年度は 712.1 時間と 68.1 時間減少しましたが、当年度は 782.9 時間と 70.8 時間増加しました。なお、当年度時間外勤務が最も多かった職員では年間 906 時間となっています。

さらに、職員１人当たり時間数の多い職場上位 10 課についても所管課に確認したところ、次表のとおりでした。

年度	上位10課の職員１人当たり平均時間外勤務時間数	左の増減	職員１人当たり平均時間外勤務が最も多かった職場の時間数
28	37.6		48.0
29	31.3	△6.3	44.9
30	31.1	△0.2	47.9

	職員１人当たり時間外勤務の多い職場上位 10 課の平均では、平成２８年度の 37.6 時間から平成２９年度は 31.3 時間と 6.3 時間減少し、さらに当年度は 31.1 時間と 0.2 時間減少しています。なお、当年度最も多かった職場の１人当たり時間数は 47.9 時間でした。 本市においては、長時間労働の是正等を目的とした働き方改革関連法の施行に伴い、労働基準法の一部が改正され、平成３１年４月から時間外勤務の上限時間が設定されることとなったことを踏まえ、国等の取扱いに準じて、「職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」を改正し、上限時間を１箇月 45 時間以内、１年（４月から翌年３月まで）360 時間以内と設定されました（地方公営企業職員等については同規則ではなく労働基準法の規定が適用されます）。なお、上限時間を超えた場合には、時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うこととしており、45 時間を超過している職員のいる所属長に対して総務部長以下によるヒアリングが実施されています。 時間外勤務の上限時間の設定については、平成３１年４月２日付けで総務部長から各部局長に対し通知が発出され（「時間外勤務命令の上限時間の設定について」。以下「総務部長通知」という。）、全庁的に周知が図られています。 総務部長通知の発出後の状況を確認したところ、４月から７月の実績で延べ 211 人（前年度同時期 239 人）が１箇月の上限時間（45 時間）を超過した旨の説明を受けました。前年度の同時期と比較すると、わずかに減少していますが、依然として多くの職員が長時間の時間外勤務を行っています。 時間外勤務を行う個々の職員の勤務状況、実施実態の把握に努めながら、上限設定の目標を達成することができるように取り組んでください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<u>令和元年１２月２７日　措置通知</u> 令和元年（2019 年）１１月１３日付け総務部長通知にて、全部局長に対し、時間外勤務の縮減の徹底を図るよう通知し、また、当初予算を基に各部局に配当した時間外勤務時間数を超過した部局に対しては、超過理由及び今後の対策の報告を求めました。 各部局からは、育児休業等長期休暇者の発生による他職員の負担の増加や、会計検査対応、住民対応、新規事業やシステム更新等により時間外勤務が発生しており、その対策として増員を要求する部もありますが、引き続き事務の効率化や時間外勤務の事前命令及びノー残業デーの徹底により時間外勤務の縮減を図っていくとの報告もありました。 各部局においては引き続き事務の効率化等により時間外勤務の縮減を図るとともに、総務部においては他市が導入している職員パソコンの終業時以降の使用を事前許可制にするシステムの導入を検討するなど、時間外勤務を抑制する環境の整備を図ります。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	３２

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	産業文化部　手塚治虫記念館
項　目	手塚治虫記念館リニューアル事業について
監査結果（意見等）の内容	手塚治虫記念館については、平成６年の開館から 20 年以上変更のなかった常設展示の刷新・英語併記等を行い、訪日外国人観光客の増加に対応したり、より魅力ある施設にすることで集客力を高めること等を目指し、当年度事業費１億 2,685 万円を投入しリニューアルを実施しました。 リニューアルによる効果等として、所管課からは、「①リニューアル直後のゴールデンウィークには前年比 130%の来館者が訪れた。②エアタイトケースやＬＥＤスポットライトを取り入れたことにより企画展示室の展示環境が向上し、これまで温度調整の問題などで企画展に誘致しづらかった展示内容にも対応できるようになった。③取材件数が増え、メディア露出度が上がった。④英語表記が増えたことで、外国の方により手塚治虫を知ってもらえるようになった。⑤日本の方にも、展示の刷新により今まで知らなかった手塚治虫と宝塚との関わりを知ってもらえるようになった。⑥休憩コーナーを設けたことにより、親子が一緒にくつろげる空間が増えた。」旨の説明を受けました。 これらは所管課による評価であり、リニューアル直後のゴールデンウィーク期間中の来館者数の増加は顕著であるものの、令和元年度４月から８月末までの来館者数は 46,330 人で、平成３０年度の 51,427 人に比べ 5,097 人（9.9%）減少しています。また、リニューアルの効果は永続するものではないため、近隣の宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）や令和２年オープン予定の宝塚市立文化芸術センター等との連携を図り、更なる地域の活性化と集客力の向上に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 来館者の人数については、年 3～4 回実施している企画展内容にも影響されます。 昨年度は人気アニメコンテンツの企画展を前半から連続して実施したため、同時期を対前年度で比較すると今年度の来館者数は減少しています。しかし、添付資料１の「企画展入館者数の状況（平成 30 年度～令和元年度）」からも、第 75 回と第 76 回企画展の間に実施した第 1 期リニューアル後は両企画展内容が同様にも関わらず、1 日あたりの来館者数が増加しています。さらに添付資料２の「手塚治虫記念館来館者数（過去５年）」から近年の来館者数は９万人台で推移していましたが、今年度上半期で入館者数が 53,159 人と年間 10 万人以上のペースで推移しており、リニューアル実施の効果を見ることができます。 ご指摘のとおり、リニューアル効果は永続するものではありませんので、今年度に実施する当館第 2 期リニューアルや、新オープンする宝塚市立文化芸術センターなど近隣施設と連携を図り、更なる地域の活性化と集客力の向上に努めます。 （添付資料） １企画展入館者数の状況（平成 30 年度～令和元年度） ２手塚治虫記念館来館者数（過去５年）

●企画展入館者数の状況（平成30年度～令和元年度）

添付資料1

回	タイトル	期間		開館日数　A	入館者数　B	１日あたり(B/A)
		開始日	終了日			
第７３回	テヅカツ！～手塚治虫×アイカツ！シリーズ～	平成30年 3月 1日	平成30年 6月25日	105	36,878	351
第７４回	MACROSS：THE ART　1982-2018	平成30年 6月29日	平成30年10月29日	112	45,172	403
第７５回	OSAMU TEZUKA MANGA NO KAMISAMA～フランスから見た手塚治虫～	平成30年11月 3日	平成30年 12月24日	45	12,824	285
第７６回	OSAMU TEZUKA MANGA NO KAMISAMA Ⅱ～フランスから見た手塚治虫～	平成31年 4月 1日	令和元年 6月24日	75	25,933	346
第７７回	いのまたむつみ展	令和元年 6月28日	令和元年 9月1日	65	20,986	323
第７８回	高田明美展	令和元年 9月7日	令和元年10月28日	47	13,816	294

添付資料 2

●手塚治虫記念館来館者数（過去 5 年）

年度	来場者数
平成 26 年度	109,168 人
平成 27 年度	95,286 人
平成 28 年度	92,290 人
平成 29 年度	96,979 人
平成 30 年度（※）	84,386 人
令和元年度（～9 月 30 日まで）	53,159 人

※平成 30 年度は、第 1 期リニューアルのため平成 30 年 12 月 25 日～平成 31 年 3 月 31 日まで休館。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	３３

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	健康福祉部　障害福祉課
項　目	障害者相談支援事業委託について
監査結果（意見等）の内容	障害者相談支援事業においては、障碍（がい）のある方、その保護者、介護者の方からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行っており、本市ではその業務を社会福祉法人等に委託し、市内５か所で実施しています。 平成２９年度における委託先は３か所でしたが、平成３０年度は障害福祉基金を活用して委託先を２か所増設し、相談体制の充実を図っています。各事業所における利用実績は次表のとおりとなっていました。

事業所	A	B	C	D	E
相談件数	4,012	7,322	5,796	419	2,461
開所日時	月～土 AM9:30～PM5:00	月～金 AM10:00～PM5:00	月～金 AM9:00～PM5:00	月～金 AM8:30～PM5:00	月～金 AM9:00～PM5:00

事業所ごとの利用実績に偏りが見られることについて、「地区の障碍者数など地域性による相談件数の差異が原因であると考えられる。」旨の説明を受けましたが、地域性による理由以外にも、相談希望者にとって利用しづらいことが理由となっていないか、所管課において一度確認してみる必要があるのではないかと考えます。

また、事業所ごとに開所日時が異なっていますが、そもそも委託仕様書において開所日時については定められていませんでした。このことについて、「相談事業所の指定申請に係る記載事項として規定されていることから契約書には記載していないが、今後明確にするために記載することを検討する。」旨の説明を受けました。

さらに、委託料の積算方法は、各事業所ともに人件費２人分（常勤換算、週５日勤務）と事業費（人件費の 16.7%）の合計 1,295 万円となっていますが、積算上、各事業所において１週間当たりの開所日数や１日当たりの開所時間数で差が生じることまでは想定されていません。このことについては所管課で一定の整理を行う必要があると考えます。

今後も相談体制を充実させていく方向である旨の説明を受けましたが、まずは現在の事業所における相談体制が相談希望者にとって利用しやすいものとなっているか、また、利用者にとって効果的なものとなっているか確認した上で、開設場所についても地域的に偏りが生じないよう検討を行い、当該事業が障碍のある方の支援に資するものとなるよう努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 平成３０年度から相談体制の充実を図るため相談事業所を２か所増設し、現在は５か所の相談事業所で対応しているところですが、相談事業所ごとの利用実績に偏りが見られることについては、地域性のほか、利用実績である支援方法件数の考え方の差異によるものと考えますので、整理のうえ統一を図っていきます。 各事業所の開所日時につきましては、各事業所と協議のうえ、各５か所の開所日時を統一することを考えていきます。 委託料の積算方法については、各相談事業所はそれぞれ全市域を担当しており、委託料の大半は２人分の人件費に充てられているため、件数のみで大幅な委託料を増減させることは困難であると考えます。しかし、将来的に各相談事業所の担当地区（開設場所）を定めることができれば、委託料の一定割合は相談件数を反映させることも可能であると考えますので、委託方法については今後検討していきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	３４

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	環境部　施設建設課
項　目	新ごみ処理施設整備について
監査結果（意見等）の内容	新ごみ処理施設については、現在の施設と同じ場所に、エネルギー回収推進施設が令和８年度中の稼働を、マテリアルリサイクル推進施設を令和１１年度末の稼働を、最終的に収集車両等の施設や外構・植栽工事等を含めると、令和１３年度中の完成を目標に準備を進めているところです。 一方、現在のごみ焼却施設については、昭和６３年に運転を開始し、既に稼働後 30 年を経過し老朽化が進んでおり、平成２４年度から３か年をかけて基幹的設備改良工事により延命化を図ったところですが、本年１月末には、２炉のうち１炉に漏水が発生し運転を停止する事態が発生しました。所管課では早期復旧を目指し、数回の修理を経て、水圧試験を行った上で、５月末に焼却を再開しました。 また、修理中１炉のみの稼働が続いたため、ごみがピット内に一杯となったことから、近隣市に協力を依頼し、約 362ｔのごみを搬送し、焼却を実施してもらう事態となりました。 施設の老朽化及び大規模修繕等を繰り返すことによるコストの増大への対応のために新たなごみ処理施設の整備を計画したものですが、周辺住民への理解を得るため説明を丁寧に進めたこともあり、当初計画よりも約２年間スケジュールに遅れが生じており、現在の焼却施設については、故障による運転停止等のリスクが増大しています。 このことについて、所管課に確認したところ、「故障の頻度が高くなっていることはあるが、２炉とも直ちに停止することのないよう日々の点検・整備を適切に行っていく。」旨の説明を受けました。 老朽化が進んでおり、今後もトラブル等が発生することが予想されますが、ごみの処理については、市民生活に直結しており、環境に与える影響も大きいことから、新たな施設が稼働を開始するまでの間、日々のメンテナンスなどを適切に行うなど、施設の維持、管理に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 現在のごみ焼却施設等については、新ごみ処理施設稼働時まで日々の点検をしっかり行い、早めの整備を行うなど、適切な施設の維持管理と計画的な修繕を行い、円滑かつ安定したごみ処理に努めます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	３５

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	産業文化部　農政課
項　目	有害鳥獣防除対策事業委託について
監査結果（意見等）の内容	本市では、アライグマやイノシシなどの有害鳥獣による農作物及び生活環境被害の減少を図るために、一般社団法人兵庫県猟友会宝塚支部に委託し、市民からの苦情相談、わなの設置、捕獲・処分を実施しています。 平成３０年度の委託金額の積算については、従事者の活動日数に単価を乗じた人件費と諸経費等を合算し算出しています。しかしながら、事業者から提出された活動報告書を確認すると、実際の活動人数、日数等とは乖離があり、このことについて、所管課に確認したところ、「これまで積算と実態が合致していないところがあったので、令和元年度の契約からは、平成３０年度までの積算内容を見直し、従事実態に沿った人員数、従事日数に変更し、人件費単価には公共工事設計労務単価を用いて設計額を算出した。」旨の説明を受けました。 見直しを行った令和元年度の委託金額の積算内容を確認したところ、人件費について、単価と人員数を変更しているものの、積算内容としては、依然として、実態と合致していない部分があるのではないかと考えます。 当該事業については、市民からの通報や相談も多く、重要な事業であることは十分理解しますが、委託金額の積算に当たっては、捕獲活動実態等も踏まえ積算する必要があると考えます。 事業の在り方について、委託方式が適当なのか捕獲頭数等による補助金方式が適当かなども含め、他市の事例も参考に根拠等を明確に説明できるようにしてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 委託料等の支払に関しては、他市（近隣市町）では本市と同様、従事日数に人件費単価を乗じた積算により委託料を支払っているほか、獣種ごとに定めた単価により捕獲頭数を乗じて報償費等を支払っている市町やこれらを併用している例もあります。 受託者の業務従事状況の確認が困難であることから、今後は捕獲頭数等に応じた支払方法など、他市の事例も参考にして業務発注のあり方の見直しを図ります。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	３６

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	産業文化部　農政課
項　目	里帰り牡丹保存育成事業委託及び里帰り須賀川牡丹管理事業等委託について
監査結果（意見等）の内容	本市では、里帰り牡丹保存育成事業委託として、島根県くにびき農業協同組合から寄贈された牡丹の肥育研究を行うことを目的として、長谷牡丹園芸組合に委託し長谷牡丹園に隣接したほ場にて栽培・管理などを委託しています。 また、里帰り須賀川牡丹管理事業等委託として、福島県須賀川市から寄贈を受けた里帰り牡丹の育成管理を目的として、宝塚市花き園芸協会に委託し、山本地区内の園芸流通センター敷地にて散水、剪定、摘蕾、施肥、除草、病虫害防除などの作業を委託しています。 それぞれの委託契約における委託料の積算内容を確認すると、里帰り牡丹保存育成事業委託では、剪定、除草、施肥、灌水、防除の種別ごとに全て面積に単価、回数を乗じ積算していましたが、里帰り須賀川牡丹管理事業等委託では、施肥、除草、消毒、灌水については面積に単価、回数を乗じているものの、剪定については本数に単価、回数を乗じて積算していました。 両委託とも牡丹の育成、管理を行う内容にもかかわらず、面積のみを基準として積算しているものと、面積と本数を基準としているものがあり、また、それぞれの種別ごとの回数も大きく違っているなど、積算の方法が異なっています。さらに、同じ面積を基準としている場合においても採用した単価に違いが見受けられます。このことについて、「担当した職員が異なり、課内で積算の手法等について統一できていなかった。」旨の説明を受けました。 今後、委託料の積算に当たっては、積算基準を明確にするとともに適正単価を採用するなど、統一した考え方に基づき設計を行うよう努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 両委託において、剪定の積算方法をはじめとして業務内容や積算方法に差異が発生していることについては、各委託業務の担当職員がそれぞれの観点で牡丹の育成、管理のあり方を判断したことや育成場所の特性により生じたものと考えています。 牡丹の育成にあたっては、土や気温をはじめとした諸条件により業務内容にも一定の違いは生じるものと考えますが、まずは基本となる管理程度を見直したうえで、整合性のとれた委託業務となるよう業務の内容を精査し、積算方法についても改めて検討していきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	３７

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	都市安全部　道路管理課
項　目	道路アドプト制度に係る取組状況について
監査結果（意見等）の内容	本市では、快適な生活環境の創出や、地域への愛着を深め、いきいきした地域づくりに資することを目的に道路アドプト制度を設け、地域住民及び企業等の団体と協定を締結し、団体の行う道路清掃等のボランティア活動に対して、宝塚市道路環境保全活動報奨金交付要綱（以下「報奨金交付要綱」という。）に基づいて報奨金を支払っています。 現在、市内４団体と協定を締結しており、平成３０年度には令和元年５月設立の団体を除く３団体に対し、計４万5,600円の報奨金が支払われています。この道路アドプトは行財政運営アクションプランの取組項目にも位置づけられ、平成２９年度及び平成３０年度は１団体で毎年11万7,000円の効果額が見込まれていましたが、すでに同プランに掲げる目標を達成している旨の説明を受けています。今後も更に本制度の活用が広がっていくよう周知等に努めてください。 なお、西谷地区の13自治会に対しても、道路愛護事業謝礼として計78万円が支払われています。所管課からは、「西谷地区の活動は、大正１５年に定められた道路愛護奨励規程が元になっており、この規定を引き継ぐ形で現在まで活動が続けられている。」旨の説明を受けました。そのため、西谷地区の道路愛護事業は他のアドプト協定締結団体の行う道路活動とは活動内容やその規模に違いが生じています。 しかしながら、西谷地区に支払われている謝礼額についても、現在では報奨金交付要綱に基づいた積算で支払われていました。西谷地区の13自治会とは道路アドプトに関する協定を締結しておらず、報奨金交付要綱を他地区と同様に適用することには無理があると考えます。今後、西谷地区の道路愛護事業の位置付けや謝礼額の根拠について一定の整理を行うよう努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 西谷地区の道路愛護事業については、監査でご指摘のとおり道路アドプトに関する協定は締結していませんが、他団体では行っていない生活道路の簡易補修（報奨金交付要綱の（活動の内容）第３条（５））を行っており、同別表（第１２条関係）に基づき支払うことで、他のアドプト団体とは位置付が異なっています。 謝礼額の根拠については、活動延人数、面積を精査し整理します。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	３８

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	都市整備部　建築指導課
項　目	危険ブロック塀等撤去費補助金について
監査結果（意見等）の内容	本市では、平成３０年６月の大阪府北部地震の発生を受け、道路の通行人の安全確保を目的として、兵庫県が創設した危険ブロック塀等撤去支援事業を活用し、平成３１年１月に道路に面した危険ブロック塀等の撤去工事費に対する補助制度を創設しています。 所管課では、自治会を通じて各戸にチラシを配布するなどして制度の周知に努めている旨の説明を受けましたが、平成３０年度の補助金交付実績は５件、令和元年度は決算審査時点で申請件数９件となっており、今後更なる制度利用の促進が望まれます。 申請件数について、「補助対象となるのが道路に面したブロック塀だけであること、ブロック塀撤去後の新しい塀の設置については補助対象外であることも、制度利用の促進を阻害している要因なのではないかと考えている。」旨の説明を受けました。また、国・県が危険ブロック塀等撤去に関する補助制度を令和元年度限りで廃止する可能性もあり、今後は財源的にも厳しい状況が予想されます。 ブロック塀はあくまでも個人の所有物であり、現行法に合わない危険なブロック塀であれば所有者が責任を持って撤去すべきという考え方も一定理解できますが、市民の安全確保の観点からも積極的な危険ブロック塀等撤去の推進が望まれます。 また、本補助事業と類似の事業に生垣等緑化推進助成事業がありますが、平成３０年度の補助金交付実績は２件のみでした。一定の要件を満たせば、ブロック塀の撤去には危険ブロック塀等撤去費補助金を申請し、撤去後の新しい塀の設置には生垣等緑化推進助成事業を利用するといったように、両補助事業を併用できるケースもある旨の説明を受けましたが、生垣等緑化推進助成事業と連携しながら、更なる啓発活動の充実と補助金制度利用の促進に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 本補助制度は、平成３０年６月の大阪府北部地震発生を受けて兵庫県が危険ブロック塀等撤去支援制度を創設し、国及び県の補助を活用できるようになったことから、本市においても制度を創設したものですが、兵庫県はこの制度があくまで緊急措置で時限的なものとしており、令和元年度限り（当初は平成３０年度限りとしていましたが、実施期間が数か月とあまりに短い、また工事業者の手配が間に合わないなどの理由から１年延長）の実施としています。 そのため、令和２年度以降に本制度を継続するためは、市費のみで実施しなければならず、財政的にも困難と考えています。 また同様の理由により、県内４１市町のうち３０市町（阪神間においては全市）が令和２年度以降に補助を実施しない意向を示しています。 なお、ブロック塀はあくまで個人の所有物であり、所有者の責任において改善又は撤去すべきであり、そのためにも未だ改善等がなされていない危険なブロック塀については、安全点検や安全対策の重要性に加え、ブロック塀の撤去後に生垣を設ける場合に生垣等緑化推進助成事業が利用できることなどの周知・啓発を、様々な機会を捉えて行っていきたいと考えています。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	３９

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	消防本部　救急救助課
項　目	消防救助事業における備品の整備について
監査結果（意見等）の内容	本市における救助資機材の整備について、整備計画の策定状況等を確認しましたが、所管課からは「高度救助隊及び特別救助隊に係る救助工作車にそれぞれ『救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令』に定められた資機材を積載しており、その他の資機材と合わせ保守管理を行っている。それらの資機材について、車両積載のものについては車両更新時に整備することとし、その他の資機材についてはそれぞれの必要性を精査した上で、経過年数、劣化状況、耐用年数等を勘案し、予算要求時に緊急性の高いものから個別に計画した上で更新整備を図っている。」旨の説明を受けました。 今回、消防本部の水難救助用資機材保有状況を確認しましたが、例えば昭和６２年度購入の救命ボートや平成１０年度購入の船外機等がいまだ現役で使用されており、救命ボートについては経年劣化が進んでいる旨の説明を受けました。特に異常気象が続く昨今、災害が発生した際に、市民の生命と財産を守るために十分な救助資機材を整備しておくことは非常に重要であり、そのためには単年度ごとの計画ではなく、資機材の必要数、内容、耐用年数に基づく更新時期等を踏まえた上で、資機材の更新計画を策定しておくことが望ましいと考えます。今後も、資機材の使用年数等の把握と適切な管理、更新費用の平準化に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 資機材の必要数、劣化状況及び耐用年数について精査し、更新費用の平準化と資機材の適切な管理を目的として更新計画を策定するとともに、消防機械器具の管理及び取扱いについて定めた宝塚市消防機械器具管理規程に基づき、定期点検を実施するなどの維持管理に努めることで適切な資機材の管理徹底を図り、１年でも長く使用できるよう対応していきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	４０

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	管理部　学事課
項　目	学校保健会事業運営委託について
監査結果（意見等）の内容	宝塚市学校保健会は、本市学校園の幼児、児童及び生徒の保健衛生について研究し、知識・技術の普及発展を図るとともに、学校保健施策に寄与することによって本市の教育振興に貢献することを目的としており、医師・歯科医師・薬剤師、学校長、園長、養護教諭等の代表者をもって組織され、市がその事務局を担っています。 市は上記目的の達成のため、宝塚市学校保健会に対し（１）学校保健に関する事業の企画及び実施、（２）保健衛生思想の普及及び啓発、（３）学校保健に関する研究及び調査、（４）保健衛生の文教施策への協力及び連絡、（５）学校保健委員会の育成について委託していますが、委託に際し詳細な内容を定めた仕様書は作成されておらず、委託業務として実際に行われている学校保健研究大会の実施、学校保健功労者の表彰、学校保健に関する調査研究事業については事業計画書の年間スケジュールに記載されているだけとなっていました。さらには、平成２９年度まで委託業務完了後の事業報告書の提出も行われておらず、これでは本市で委託の成果を確認することは困難であり、業務委託の適正な事務処理とは言えません。 また、宝塚市学校保健会における収支状況を確認したところ、平成２９年度には委託料の精算による戻入（7 万 2,730 円）が行われていたものの、平成２８年度と平成３０年度においては収入額と支出額が同額となっていました。このような収支決算には不自然さを感じざるを得ず、これは当該業務を委託することで不必要な委託料の使い切りが行われた結果ではないかと懸念されるところです。 業務委託とは、本来、国や自治体が実施すべき事務・事業等を特定の者に行わせる行為ですが、本市においては宝塚市学校保健会の事務局を学事課が担っていることからも、市が直接運営することも可能ではないかと考えます。阪神各市における学校保健会の運営方法を確認したところ、市が直接運営している自治体が２市（芦屋市・三田市）、補助金を支出している自治体が２市（川西市、伊丹市）、委託料を支出している自治体が２市（西宮市・尼崎市）となっていましたが、本市においてもこれまでに補助金を支出していた時期もあったことから、所管課においては本市にふさわしい運営方法について再度検討してみるとともに、決定した運営方法については適切に事務処理を行うよう努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 宝塚市学校保健会への業務委託については、今年度についても事業報告書により報告を求めるとともに、委託料が余った場合には精算し、市への戻入を求めることとします。 宝塚市学校保健会の運営方法については、芦屋市など、保健大会を実施しつつ、大会にかかる経費を市の直接経費としている市の事例も参考としながら、本市にふさわしい運営方法を検討し、学校保健会の総会、理事会において提案していけるように進めていきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	４１

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	学校教育部　学校教育課
項　目	学校園で発生した損害賠償事案に係る事務処理について

監査結果（意見等）の内容

学校園におけるクラブ活動中に、学校敷地外へ飛び出した軟式野球ボールにより近隣施設の窓ガラスが破損するなど、市に瑕疵がある事故が発生した場合、所管課である学校教育課は損害賠償金の支払いのため、保険会社に対しては事故報告書を提出し、被害者との間では示談書を締結した上で、損害賠償額決定のため議会に諮り、議決又は市長の専決処分をもって保険会社に対し保険金の支払請求を行い、保険会社から被害者に対し保険金を支払っています。

平成３０年度に行われた損害賠償に係る市長の専決処分のうち、事故発生から専決処分までに時間を要した下記の事例について、遅延理由等の確認を行いました。

№.	事件発生日	見積書の受領日	示談書締結日	専決処分日	支払日	賠償金額（円）
1	H30.6.1	H30.6.5	H31.2.21	H31.3.7	H31.3.18	83,160
2	H30.4.28	H30.6.2	H31.3.4	H31.3.13	H31.3.28	374,220
3	H30.6.22	H31.2.17	H31.3.4	H31.3.13	H31.3.28	31,590
4	H29.5.21 H29.7.14	H29.8.4	H31.3.5	H31.3.13	H31.3.28	74,962

№.１から№.４については、いずれも示談書の締結に時間を要しており、№.３については、見積書の受領にも時間を要しています。さらに、№.４については平成２９年度に発生した事故であり、支払いまでに１年以上の期間を要しています。

これらの遅延理由について、「全ての損害賠償事例について、損害賠償に伴う事務処理のマニュアル化がなされておらず、どのような手順で手続きを行うか、また支払請求までにどのような書類が必要であるかなど把握できていなかったことが、示談書の締結及び賠償金の支払いまでに時間を要した共通の理由である。」旨の説明を受けました。

今後の対策については、「損害賠償に伴う事務処理のマニュアルを作成し、事務手続きの手順や必要書類等について所管課及び学校園と共有を図り、相手方への丁寧な説明を行い、迅速な事務手続きを行えるよう、進捗管理の徹底を図っていく。」旨の説明を受けましたが、市が加害者となっていることを念頭に、市の事務処理の不手際等で相手方に不利益が生じることのないよう、今後は速やかな支払いを行える体制づくりに努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 迅速な事務手続きを行えるよう、作成した事務マニュアルに基づき事務を進めていき、相手方からの必要書類の提出等、進捗管理の徹底に努めていきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	４２

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	市民交流部　国民健康保険課
項　目	国民健康保険事業費について
監査結果（意見等）の内容	当年度の収支状況は、歳入が 237 億 3,327 万円、歳出が 233 億 40 万円となり、実質収支額は 4 億 3,287 万円の黒字となっています。この黒字の主な要因としては、「平成３０年度現計予算に比べ、歳入については収納率の向上により国民健康保険税が増加したこと、歳出については被保険者数の減少等により保険給付費が減少したことによる。」旨の説明を受けました。また、この実質収支黒字額の取扱いについては、「令和元年度１２月補正予算で前年度繰越金として歳入予算に計上の予定である。一方、広域化後の仕組みとして、保険給付費の全額を賄うために概算交付されていた普通交付金について、保険給付費の確定に伴い翌年度で精算を行うことになり、その返還分については、令和元年度予算の前年度繰越金から充当を行う。返還金充当後の繰越金 3 億 1,105 万円については、宝塚市国民健康保険事業財政調整基金条例第２条の規定により、剰余金の２分の１以上に相当する額を基金に積み立てることとしており、全額を基金に積み立てる予定である。」旨の説明を受けました。 広域化制度がスタートしたばかりであり、平成２９年度は約 13 億円の黒字、平成３０年度も 3 億 1,105 万円の黒字、反対に令和元年度は約 4 億円の不足が生じるものと見込まれており、年々状況が変わる中で、全体的な将来推計を見込むことが難しいということは理解できます。宝塚市国民健康保険運営協議会からは、平成　３０年（2018 年）１月１８日付け答申において、「県全体の医療給付費が増大した場合には、後年度の標準保険料率に上乗せされる仕組みとなることから、財政調整基金の役割が重要となるため、実質収支が黒字となった場合は、最大限基金に積み立てることを求める。」と意見されていますが、どこかの時点で本市の将来推計を行うことは必要と考えます。市町からの納付金と市町への交付金に余剰が生じた場合、県の国民健康保険財政安定化基金に積み立てるのか、後年度の納付金引下げによって各市町へ還元するかは、県の判断になるため、このことも将来予測がつきにくい要因であると言えます。国民健康保険税の負担の公平性の検討も踏まえ、本市の国民健康保険事業財政調整基金については、どこまで積立てを続けるのか、今後の推移を十分見極めながら慎重に対応してください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 国民健康保険財政調整基金の積立てについては、国民健康保険税の負担の公平性に配慮する必要があることは認識していますが、県が示す納付金の額は県全体の医療費の見込みや公費の状況によって変動することから、国民健康保険事業の財政状況の今後の推移を踏まえた基金積立てのあり方に関して見極める期間が一定必要と考えています。 今後の財政運営や保険税率の決定については、県から示される納付金の状況により大きく影響するため、この内容を踏まえ国民健康保険運営協議会で、基金の運用も含めてご議論いただいた上で適切に対応していきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	４３

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	市民交流部　国民健康保険課
項　目	国民健康保険診療所について
監査結果（意見等）の内容	平成３０年３月から５月にかけて、地域住民の医療機関の受診状況を確認し、宝塚市国民健康保険診療所（以下、「国保診療所」という。）の利用促進のための分析・検討を行うことを目的に、西谷地域の 802 世帯を対象に「医療機関への受診状況に関するアンケート」を実施し、345 世帯 822 人から回答がありました。 その結果、歯科については、受診機関としての国保診療所の利用は 48.1％で第１位となっていました。一方、医科については、受診機関としての国保診療所の利用は 16.8％で第３位、三田市の医療機関の利用が 26.1％で第１位、西谷地域の他の医療機関の利用が 20.6％で第２位でした。また、国保診療所への市からの財政支援については、「知らなかった」とする人が 56.7％でした。 国保診療所を存続させるためには、受診率を上げることが必要であり、そのためには診療体制の整備とともに、地域の理解と協力が不可欠です。西谷地域に病院が少ないという医療環境から考えると、国保診療所の存続の必要性は理解できるものの、厳しい財政状況の中、市から毎年 5,000 万円近くの財政支援の下に運営している経営実態についても、地域に十分理解してもらう必要があります。 現在、受診率は伸びている旨の説明を受けましたが、今後も現在の傾向が続くよう、今回のアンケート結果も活用する中で更なる受診率の向上に努め、安定した経営を目指してください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 国保診療所については、本年４月からは、医科において新たな医師を採用するとともに診療体制の変更を行い、地域の皆様に案内チラシやふれあいメールなどで利用を呼び掛けたところです。その結果、利用者は増加し、診療収入の増により収支改善の方向となっています。 今後も、引き続き診療所のＰＲを行い、また、診療所の状況について地域に十分に理解いただくよう西谷自治会連合会の会議等で説明するとともに、利用促進に関する取組を行うなど、アンケート結果や地域からいただいたご意見も参考にしながら、診療所の安定的な運営に向けて取り組んでいきます。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	０１	４４

時　期	令和元年　９月２５日　報告
種　類	１定監　　２工監　　３例月・随監　４決算・随監　５住監　　６その他
担当課	環境部　生活環境課
項　目	宝塚市営霊園事業について
監査結果（意見等）の内容	平成３０年度から宝塚すみれ墓苑、長尾山霊園、西山霊園の管理運営が、特別会計市営霊園事業として一本化されました。 平成２９年１１月に作成された宝塚市営霊園事業の資金計画においては、平成３０年度の宝塚すみれ墓苑にかかる収支は 8,541 万円の赤字、長尾山霊園（西山霊園含む）にかかる収支は 625 万円の黒字、収支合計 7,916 万円の赤字と見込み、この赤字分は市営霊園運営基金の取崩しで補填する計画となっていました。 しかしながら平成３０年度の収支状況を見てみると、宝塚すみれ墓苑については歳入 9,280 万円、歳出 1 億 2,980 万円、収支 3,700 万円の赤字、長尾山霊園（西山霊園含む）については歳入 5,719 万円、歳出 4,622 万円、収支 1,097 万円の黒字となっており、市営霊園事業として合計 2,602 万円の赤字となり、この赤字分を市営霊園運営基金からの取崩しで補填しています。平成３０年度は、特別会計宝塚すみれ墓苑事業費から引き継いだ繰越剰余金 9,079 万円、基金利子 17 万円を基金に積み立てることができたため、結果的に基金は減少することはなく、逆に 6,493 万円増加しています。 資金計画では 4 億 2,670 万円と見込んでいた平成３０年度末時点の市営霊園運営基金残高は 6 億 2,863 万円と、基金残高だけを見ると状況は好転しています。資金計画では市営霊園運営基金を取り崩しながら事業費の赤字分を補填し、市営霊園運営基金が尽きれば一般会計からの繰入金を増額して対応することとなっていますが、現時点で見れば一般会計からの繰入金額増額を数年間遅らせることができたことになります。 これは宝塚すみれ墓苑事業費からの繰越剰余金 9,079 万円があったことに加え、宝塚すみれ墓苑の区画、合葬墓共に貸出が予想以上に好調であったことが要因であると考えられます。この状況をできるだけ長く維持できるよう、新名神高速道路宝塚北スマートインターから近く利便性も高いことなどをアピールするなど、引き続き宝塚すみれ墓苑の周知等に努めてください。 一方で、長尾山霊園については事業収支こそ資金計画を上回ったものの、前年度から募集を始めた返還区画の再貸出について、平成２９年度は 139 区画の募集に対して貸出実績 120 区画であったものが、平成３０年度は 71 区画の募集に対して貸出実績 32 区画と、大きく数を減らす結果となりました。所管課からは、「前年度は十数年ぶりの募集であったため応募が殺到したが、２年目となる当年度は人気が落ち着いたためだと考えている。」旨の説明を受けました。 翌年度以降、当年度並みの貸出数を維持できたとしても、基本的に宝塚市営霊園事業の事業収支は赤字となることが見込まれます。引き続き、市内外への宣伝・周知を十分に行い、墓地需要、利用者ニーズを見極めながら、霊園運営の健全化に努めてください。

※ 措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	令和元年１２月２７日　措置通知 宝塚すみれ墓苑については、従来の近隣市へのＰＲに加え、新名神高速道路宝塚北スマートインターから近く利便性が高いことをＰＲするため、高速道路の沿線市へもＰＲしていくこととし、まずは茨木市への周知を考えています。 長尾山霊園については、市内居住の方が対象であるため、広報・ＨＰでのＰＲを継続し、令和２年度に向けて募集手続の簡素化及び募集時期の見直しなどの検討を進めていきます。今後、墓地需要が停滞するようであれば、申込み資格を市外に広げる検討も必要であると考えています。